

南陽市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「市行動計画」という。)は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定に基づき、市における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び市が実施する措置等について、新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下、「政府行動計画」という。)及び山形県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下、「県行動計画」という。)との整合を図りながら、新たな行動計画を策定するものです。

1. 策定の背景

- 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、国は令和6年7月に政府行動計画を全面改定
- 山形県も令和7年10月に県行動計画を改定
- 特措法第8条に基づき、市計画を全面改定
- 新型インフルエンザだけでなく、新たな呼吸器感染症等にも対応できる計画へ見直し

3. 発生段階に応じた対応

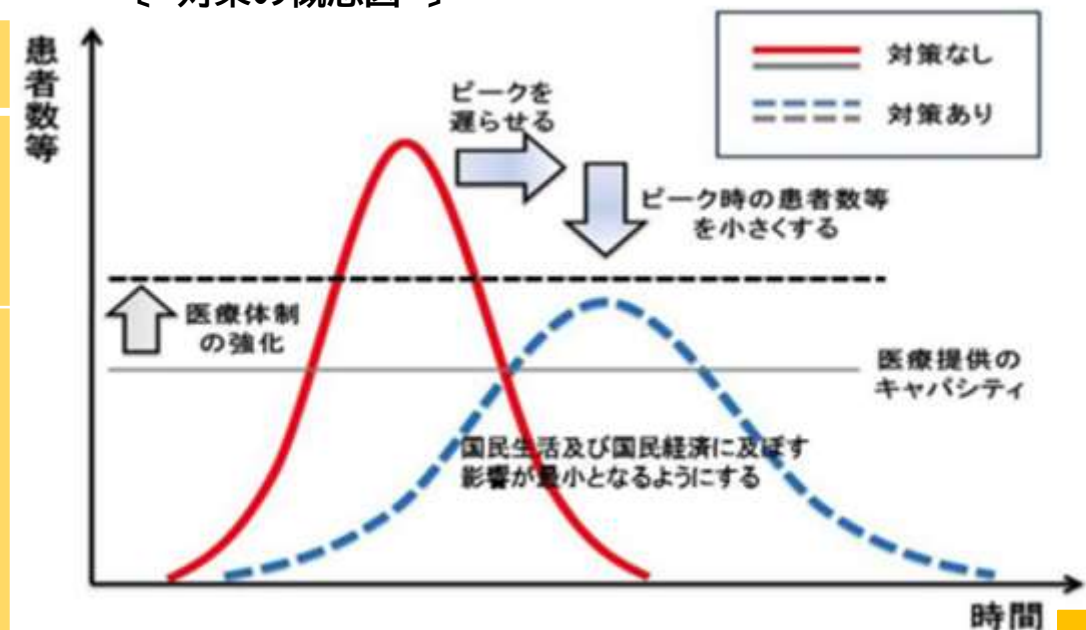
準備期	体制整備・備蓄・訓練・啓発
初動期	対策本部設置 情報収集・初動対応 感染拡大防止
対応期	感染状況に応じて、柔軟に対策を実施 ・封じ込め ・医療提供体制確保 ・ワクチン接種 ・社会経済活動との両立 ・通常対応への移行

2. 計画の基本方針

- 目標 ① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命・健康を守る
② 市民生活・地域経済への影響を最小限に抑える

- 基本的な考え方
- 平時からの備えの強化
 - 科学的知見に基づく柔軟な対応
 - 感染対策と社会経済活動の両立
 - 基本的人権への十分な配慮
 - 国・県・医療機関等との連携強化

〔 対策の概念図 〕



(政府行動計画から引用)

4.重点対策(7つの柱)

～ 発生段階に応じた主な対策 ～

主な対策	準備期	初動期	対応期
①実施体制 ◆市対策本部設置・全庁体制	▼市行動計画の見直し ▼関係機関との体制整備・強化 ▼接種体制の構築に必要な訓練の実施	▼市対策本部設置の検討 ▼新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置 ▼迅速な対策の実施に必要な予算の確保	▼市対策本部の設置 ▼緊急事態措置 ▼必要な財政上の措置
②情報提供 ◆正確で迅速な情報発信	▼感染症等に関する情報提供 ▼偏見・差別等に関する啓発 ▼相談窓口設置の準備	▼多様な手段による適切な情報提供 ▼相談窓口の設置 ▼偏見・差別等や偽・誤情報への対応	▼情報提供の強化
③まん延防止 ◆感染拡大防止対策	▼感染予防や対応策の啓発 ▼予防接種の重要性の周知 ▼要配慮者への対応検討	▼感染予防対策の徹底を周知 ▼公共施設における活動自粛 ▼食料品・生活必需品の備蓄を推奨	▼臨時休業等の実施 ▼必要な生活支援の実施
④ワクチン ◆接種体制の整備・実施	▼予防接種体制の構築 ▼予防接種実施の準備	▼特定接種の実施 ▼住民接種の実施	▼予防接種に係る正確な情報の発信
⑤保健 ◆医療・保健所との連携	▼地域医療機関の人材育成に向けた研修・訓練の実施 ▼多様な主体との連携体制の構築 ▼県の地域医療体制に協力	▼関係機関と連携した感染症有事体制への移行準備	▼関係機関と連携した感染症有事体制への移行 ▼感染拡大時における保健所応援体制の強化
⑥物資 ◆PPE※・消毒薬等の備蓄	▼感染症対策物資の備蓄推進	▼感染症対策物資の備蓄の確保 ▼状況に応じた備蓄物資の放出	
⑦市民生活及び社会経済活動 ◆事業継続・生活支援	▼要配慮者等の把握、対応検討 ▼物資の備蓄 ▼火葬能力等の把握	▼教育及び学びの継続に関する体制整備 ▼生活関連物資等の価格安定の呼びかけ ▼臨時遺体安置所の準備	▼教育及び学びの継続に関する支援 ▼要配慮者への対応 ▼臨時遺体安置所の拡充

※PPEとは、個人防護具をいう。Personal Protective Equipmentの略。